



住民票の写し・印鑑登録証明書の コンビニ交付サービスを開始します

1月22日(月)スタート



マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機(多機能端末機)で取得できます。ぜひ、ご利用ください。

利用できる時間

午前6時30分から午後11時まで

年末年始(12月29日~1月3日)およびメンテナンス時を除く



利用に必要なもの

- 有効な利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカード
- 利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁)

■ 手数料 一通 300円

ご利用方法

利用者証明用電子証明書が搭載されているマイナンバーカードを店舗に持参し、マルチコピー機の「行政サービス」を選び、案内に従って操作してください。

※この際、利用者証明用電子証明書の暗証番号数字4桁を入力していただきます。

ご利用上の注意

暗証番号は、3回連続で間違えるとロックされます。解除には市戸籍住民課での手続きが必要となります。

誤って取得された証明書の返品・交換や手数料の返金はできません。

手数料免除の規定に該当する方でも、コンビニ交付では手数料が必要となります。

問 市戸籍住民課 ☎32・2112

証明書の取得手順

① 行政サービスを選択

マルチコピー機(多機能端末機)に表示されている「行政サービス」を選択します。

コンビニ内のコピー機を探そう!



② 行政メニューを選択

証明書の交付を選択します。※証明書交付以外のサービスを提供していない店舗では、メニューが表示されません。

③ カードの読み取り

端末の所定の場所にあるカード置場に、マイナンバーカードを置きます。マイナンバーカードがコンビニ交付で利用可能かどうか確認を行います。



④ 暗証番号の入力

マイナンバーカードの交付時に設定した4桁の数字の暗証番号を入力し、本人確認を行います。確認が取れましたら、マイナンバーカードを取り外します。



⑤ 証明書の種別選択

取得可能な証明書の一覧が表示されますので、取得したい証明書を選択します。

⑥ 内容確認・料金支払

これまでに入力した内容の最終確認を行います。確認できたら、表示されている交付手数料を入金します。



⑦ 証明書印刷

証明書が印刷されます。証明書をお取りいただき、取り忘れ防止用の音声案内を停止させます。お帰りの際は、マイナンバーカード・証明書の取り忘れがないか、今一度ご確認ください。



選挙管理委員会からのお知らせ



満18歳から29歳までの投票立会人を募集しています

市選挙管理委員会では、若い世代の有権者に選挙を身近に感じてもらえるように投票立会人を募集しています。

応募の条件は、市内在住で選挙権を有する(本市の選挙人名簿に登録がある)満18歳から29歳までの方です(※特定の候補者の選挙運動等を積極的に行っている方はご遠慮ください)。投票立会人としての登録を希望される方は、『投票立会人登録申込書』(市ホームページからもダウンロードできます)に必要な事項をご記入のうえ、市選挙管理委員会事務局までご提出ください(※持参のほか、郵送、FAXまたはメールも可)。

若年投票立会人



郵便不在者投票



仕事内容

投票所での投票手続き全般の立ち合い
投票録への署名 など

報酬等

13,000円

(※交通費の支給はありません)

立会場所・選任方法等詳細は
市ホームページをご確認ください。

郵便による投票制度について(事前登録が必要です)

身体に重度の障がいがあるなど自宅療養中のため外出が困難な方は、障害者手帳か戦傷病者手帳の交付を受け一定の条件に該当、または要介護状態区分が「要介護5」であれば、事前に申請し「郵便等投票証明書」の交付を受けたうえ、自宅で投票し郵便等により投票用紙を送ることができます。

申込・問 〒773-8501 小松島市横須町1番1号(市役所3階)小松島市選挙管理委員会事務局
☎32・3807/FAX32・7011 ✉ senkan@city.komatsushima.i-tokushima.jp

《今月は、市県民税4期分、後期高齢者医療保険料6期分、国民健康保険税・介護保険料7期分の納付月です。》忘れずに納期限内に納めましょう。市税の納付は、確実・安心・便利な口座振替をご利用ください。

2024年(令和6年)1月5日
広報こまつしま

